

「きたがた議会だより」表紙写真募集要項

■募集内容

北方町議会が年4回発行する「きたがた議会だより」を町民参加型のより身近な広報誌とするため、表紙の写真を公募します。

■応募資格

北方町在住、在勤、在学の人。プロアマ、個人団体、年齢は問いません。

■応募規定

- ・北方町内で撮影したもので、自作かつ未発表のもの。
(合成写真、組写真、画像加工したものは除く)
- ・デジタル画像4MB程度以上のもの。
- ・応募点数は、各号1人3点まで。
- ・人物が写っている場合は、その人物（未成年の場合は保護者）に掲載許可を得ていることが必要です。

■応募方法

- ・専用の応募フォームか電子メールによるデータ送信。
または、写真とデータを北方町役場3階 議会事務局までご持参ください。
- ・持参された記憶媒体は返却します。
- ・メールは1通あたり5MB以内としてください。
- ・持参の場合の受付時間は、平日 午前8時30分～午後5時15分です。

■応募締切

- ・ 5月1日発行 3月末開庁日（応募フォームは末日まで）
- ・ 8月1日発行 6月末 //
- ・ 11月1日発行 9月末 //
- ・ 2月1日発行 12月末 //

■選考方法

- ・北方町議会議員で構成する「議会だより編集委員会」にて審査の上、採用作品を決定します。
- ・賞金等はありません。
- ・採用作品の発表は、発行をもってかえさせていただきます。
- ・選考基準については、議会だより編集委員会にご一任いただきます。
- ・確認のため事務局から連絡させていただく場合があります。

■その他

- ・応募作品は、「きたがた議会だより」以外に、町議会または町の刊行物やホームページ、無料広報アプリなどに掲載させていただく場合があります。
- ・この募集において取得した個人情報の本目的以外には使用しません。
ただし、採用作品については、撮影者のお名前または団体名を掲載します。
- ・印刷の都合上、トリミングや画像調整を行う場合があります。
- ・作品の権利等で第三者から受けた苦情等については、すべて応募者で対応するものとしてします。
- ・応募にかかる費用は応募者の負担とします。

■お問い合わせ

〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 北方町役場3階 議会事務局
電話 058-323-1117（直通・平日午前8時30分～午後5時15分）
ファックス 058-323-2963（代表）
メール gikai@town.gifu-kitagata.lg.jp